

国際会計人材ネットワーク第1回シンポジウム、開催

— FASF

去る7月10日、公益財団法人財務会計基準機構は、「国際会計人材ネットワーク」の登録者を対象とした第1回シンポジウムを開催した。

国際会計人材ネットワークとは

2016年6月に閣議決定された『日本再興戦略2016』を踏まえて、次のような目的のもと、本年4月に構築された。

- ・ IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材および IFRSに基づく会計監査の実務を担える人材等の育成
- ・ 国際的な会計実務に精通した人材が、各分野・立場の垣根を越えて交流・意見交換を行うための場の設置
- ・ 国際会計人材として活躍したい個人のキャリア形成のサポート
- ・ 国際会計人材の活躍の場を広げることによる、各分野の業務の円滑化・品質向上等

第1回シンポジウムの内容

第1回シンポジウムは、「国際的に活躍できる会計人材をめざして」がテーマであり、FASF理事長の釜和明氏、金融庁総

務企画局長の池田唯一氏が講演

した後、「国際組織でどう活躍し、キャリア形成に活かすか」および「求められる国際会計人材像」と題する2部構成のパネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションでは、パネリスト自身の経験などをもとに、国際的な組織・国際会議で活躍するために求められる資質・能力等について、意見交換が行われた。常に自分の考えを持つ

収益認識基準案、7月中旬に公表へ

— ASBJ、収益認識専門委

去る7月10日、企業会計基準委員会第85回収益認識専門委員会を開催した。

これまでの議論を踏まえ、会計基準案等の修文を確認するとともに、コメント募集文書の建て付けや用語の整理など、専門委員会としての最終的な調整を行った。

専門委員会での議論は今回で終了し、14日開催の親委員会「収益認識に関する会計基準(案)」および「収益認識に関する

て発信する姿勢の必要性、英語力・会計力の大切さ等、第1部、第2部ともに、国際会計人材に求められることに関して、共通する考え方が多く聞かれた。

*

FASFは、今後も国際会議の場で活躍している人材との交流や、IFRSの最新動向等について共有する機会の提供を実施していく。

なお、国際会計人材ネットワークへは、一定の要件を満たすことで無料で登録することができる。詳しくは、<https://www.asb.or.jp/jp/other/network.html>を参照されたい。

会計基準の適用指針(案)」が公表議決される予定。

もともと、今回の収益認識基準は、そのベースとなっているIFRS15号が2018年1月1日に発効するのに合わせた開発スケジュールを念頭に置いているが、コメント期間は3カ月が予定されており、その後のコメント分析・対応の時間を考慮すると、基準が最終化するのは来年になる見通しだ。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月10日(木)まで	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成29年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
8月31日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成29年5月期) 2カ月延長(平成29年4月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3、9、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

無対価株式交換の会計処理等、テーマ提言に至らず

— FASB、基準諮問会議

去る7月11日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第30回基準諮問会議を開催した。前回までに提案されたテーマは、次のとおりである。

会計基準レベル

・「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」および「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実

実務対応レベル

・無対価株式交換の会計処理
・親会社による子会社の吸収合併
・会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約および貸出コミットメントに関する規定の改正

(1) 「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」等の注記情報の充実

IASBから公表された開示原則に関するディスカッション・ペーパーへのコメントの検討を終えた後(コメント期限は2017年10月2日)、議論を

再開することとされている。

(2) 無対価株式交換の会計処理

企業会計基準適用指針10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下、「結合分離適用指針」という)における、完全親会社関係にある子会社間の無対価株式交換の個別財務諸表上の会計処理の明確化に関する提案である。

本テーマの評価を依頼されたASBJの実務対応専門委員会は、無対価株式交換を行う事例は比較的多くないと想定されるなか、仮にテーマアップされた場合には、会社計算規則との整理が必要となり、結論を得ることが容易ではないとして、ASBJの新規テーマとして採り上げるには至らないとした。

(3) 親会社による子会社の吸収合併

「(i)親会社が子会社の株式を追加取得した後に吸収合併する取引」および「(ii)親会社が子会社を現金等の対価で吸収合併する取引」に関して、結合分離適用指針における、親会社が子会社を吸収合併する場合の親会社の

日経平均が2万円を超えたといっても、年初からのリターンはわずか5%程度だ。一方で、史上最高値を更新している米国S&P500は8%の上昇である。エマージング市場はもっと上昇している。たとえば、インドのSENSEX指数は16%の上昇だ(数値は6月28日現在)。ということで、今回はインドの話。

株価だけをみるとインド経済は絶好調に見えるが、実は、昨年末に全国規模で経済がマヒするほどの大混乱があったことをご存じだろうか? その原因は劇的すぎる政策にあった。全世界が米国大統領選に注目していた11月8日に、モディ首相がテレビ演説で、こう発表した。「皆さんに大変重要なお知らせがあります。あと4時間で現在の千ルピー・五百ルピー紙幣を無効とし、新紙幣に切り替えます」と。最も高額な紙幣が、残りわずか4時間で紙切れになるというのだ。

移行措置として、年内中に銀行に預ければ、旧紙幣は有効とされた。しかし、旧紙幣を銀行に預けても、新紙幣の数が圧倒的に不足していたため、誰もが銀行口座から現金を十分に引き出せない状態だったのである。結果、市中の現金が乏乏し、全

国規模で商取引が止まってしまい、自殺者まで出た。このような混乱が予想されたにもかかわらず、なぜ、政府は、4時間という猶予しか与えずに、準備ができていない新紙幣に切り替えようとしたのか?

その目的の1つには、闇資金対策があった。25万ルピー(40万円程度)を超える金額を銀行に持ち込むと調査の対象となった。そのため、不正蓄財した者は、不正の発覚によりペ

投資のハナシ

インドの改革

ナルティーを受けるか、嫌ならば現金を捨てる選択しかなかったのである。

次に、課税強化である。インドでは、銀行口座を持つ人は5割程度しかいない。クレジットカード保有者は2%といわれている。それゆえ、現金取引がほとんどを占めており、課税漏れが非常に多い。財政赤字要因の1つである。

さらに、偽造紙幣の駆逐も狙っていた。インドでは、店頭

支払の際、いちいち、偽札かどうかを1枚ずつチェックする習慣があるほど、偽札は珍しくなかったのだ。

政策の効果はどうだったのか? クレジットカード普及率が高まり、キャッシュレス化が進んだ。だが、闇資金対策としては、マネーロンダリングの横行で効果が低かったといわれている。経済混乱があったものの、長い目でみれば、現金取引が減り、課税強化対策として十分意味があったのではないだろうか。

当初、モディ首相は規制撤廃・改革促進をしてくれる政治家だと期待されていたが、就任後は想定どおりに改革が進まず、投資家たちを落胆させた時期もあった。しかし、この政策実行力には驚かされた。最近では、BRICS[®]という言葉はあまり使われることもなくなったが、インドだけは、まだ希望の星のようだ。

日本の規制改革に関してはどうだろうか? 共産党の志位委員長が都議選演説で使った表現が絶妙なので紹介したい。

「岩盤規制に穴をあけたというが、加計学園しか通れない特別の穴だった」。

(注) Brazil, Russia, India, China, South Africa 諸国。

(三田 哉)

個別財務諸表上の会計処理について、連結財務諸表上の会計処理との不整合の解消および明確化に関する提案である。

本テーマの評価を依頼された

ASBJの実務対応専門委員会は、(i)については、個別財務諸表における株主との間の資本取引の範囲を踏まえると、連結財務諸表と個別財務諸表の整合性を図るべき性格のものではないとした。また、(ii)については、現時点において事例は少なく、影響は限定的と考えられるため、取扱いを明示する必要性は乏しいとした。さらに、(i)、(ii)ともに、仮に検討を行う場合、相応の時間を要すると考えられ、以上を踏まえると、ASBJの新規テーマとして採り上げるには至らないとした。

(4) 当座貸越契約等の規定の改正
正
本テーマはASBJの実務対応専門委員会に評価を依頼中である。本テーマについての国際的な規制の見直しについては最終的な結論が確定していないため、その状況を注視している。

(2)、(3)について、事務局は「審議を行ったが提言に至らなかったテーマ」として取り扱うこととした。

基本財務諸表を構成する計算書とは

ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る7月12日、企業会計基準委員会は第3回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

前回に引き続き、IASBのディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み―開示原則」(以下、「DP」という)について審議が行われた。

第1章「開示の問題点」の概要と本プロジェクトの目的

DPでは、本プロジェクトの結果として、IAS1号「財務諸表の表示」の修正が、IAS1号の一部を置き換える新しい開示基準の開発となる可能性が高いとされている(一般開示基準の開発)。また、一部については、強制力のないガイダンスを開発するかもしれないとされている。

事務局による分析の結果、IASBが強制力はないと主張しても、実質的に強制力を有し、IASBの意図とは異なる形で実務が変わってしまう可能性があるため、強制力のないガイダンスを開発すべきではないとの考え方が示された。なお、DPの議論の一部は概念的な論点も含んでおり、そのような論点は概念フレームワークに含めるべき

きとの考え方も示された。

第3章「基本財務諸表および注記の役割」

DPでは、一般開示基準には、「基本財務諸表は、財政状態計算書、財務業績の計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書である」旨を明示したうえで、基本財務諸表の役割や注記の役割などを記載することとされている。

事務局による分析の結果、DPでは「財務諸表利用者は、注記よりも基本財務諸表に多くの注意を払う」とされているが、「基本財務諸表と注記で目的適合性(有用性)に相違があるか」という点は明らかでない。今後の基準開発にあたり、この論点に対する立場を明確にする必要があるとの考え方が示された。

この点、専門委員からは「本表と注記の有用性に差をつけて考えるべきではない」との意見が多く聞かれた。

とする意見が多く聞かれた。

なお、DPにおいては、「表示」と「開示」という用語の使用についても検討されている。「表示」は基本財務諸表における表示、「開示」は注記での開示を意味することが多いものの、必ずしもそうとは限らないとして、用語の意味を明確化すべきではないとされている。ただし、今後、IFRS基準の文案を作成する際に「表示する」および「開示する」という用語を使用する場合には、「基本財務諸表において」または「注記において」として、意図した記載場所を明示することとされている。

第7章「統一的な開示目的」

(1) 統一的な開示目的の必要性
DPでは、財務諸表の目的および注記の役割を考慮した、統一的な開示目的を開発すべきとされている。

事務局による分析の結果、統一的な開示目的が財務諸表の目的と紐づけられ抽象的な表現で記述された場合、個別の開示目的も抽象的に記述される可能性がある

があるが、それでは企業が開示目的に照らしてそのような情報を開示すべきか判断するのは困難であり、開示の実務の改善にはつながらないため、統一的な開示目的を開発する必要性はないとの考え方が示された。

(2) 開示に関する定めをまとめて規定すべきか
DPでは、IFRS基準におけるすべての開示目的および開示に関する要求事項を、開示についての単一の基準または1組の基準に規定することを検討すべきとされている。

事務局による分析の結果、開示に関する定めは、認識および測定に関する定めと同じ基準のなかで規定したほうが理解しやすいとの考え方が示された。したがって、原則として、個々の基準ごとに開示の定めを規定する現行の方法を維持すべきとしている。ただし、トピックごとに複数の基準にまとめて規定したほうがよいと考えられる場合には、その方法によることもできるとの考え方も示された。

金融

なぜ日銀は長期金利を「コントロール」しようとするのか

日本と他の世界の国々との金融政策の乖離が進んでいる。アメリカは、連邦準備制度理

事会(FRB)が利上げを継続中で、これまでの量的・質的金融緩和の結果膨らんだFRBのバ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年7月7日	RCCが貸付債権信託を活用して金融債権者等間調整を行う企業再生において「RCC企業再生スキームII」に従って策定された再生計画により金融機関等が債務免除等を行った場合の税務上の取扱いについて(照会)	国税庁	株整理回収機構(RCC)が取り組む企業再生のうち、主要債権者である金融機関等から再生計画の検証、金融債権者等間の合意形成のための調整等を委託されて調整業務等を行うものに適用される準則(「RCC企業再生スキームII」)に従って策定された再生計画により、無償もしくは低利による貸付けまたは債務免除等を行う場合の債務者および債権者における税務上の取扱いに関する照会に対して、回答されたもの。 http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/170626/index.htm	—

ランスシート上の資産を縮小することを明言し、具体的方策まで明言している。欧州についても、6月末にドラギ総裁が講演で「デフレの脅威は過ぎ去り、景気を浮揚させる力が働いている」と述べ、欧州中央銀行(ECB)の6月の理事会の議事要旨で、追加緩和を示唆する文言の削除を検討したことがわかるなど、少なくとも追加金融緩和を見据える状況ではないことは明らかになっている。イン格蘭ド銀行のカーニー総裁は、「緩和策を取り去ることが必要」、カナダ銀行のボロス総裁も、利下げ局面は終了した旨の発言をしている。

実際この1か月間の10年物国債の利回り推移をみても、アメリカ、ドイツ、イギリス、カナダ、日本ともに6月26日頃から急速に上昇している。したがって、これまでのようなデフレを懸念して追加金融緩和を議論する局面ではなくつつあるというのが、各国中央銀行の共通認識だ。

こうした状況下で、日銀だけは7月7日に10年物国債の利回り0.11%で指し値オペを行った。これは、日銀が昨年9月に導入した市場操作手法で、日銀の国債市場価格の防衛ラインを明示し、長期金利の水準形成に影響を与えようとするもの。長期金利は日銀の目指す期待インフレ率の上昇が起これば当然上昇する。したがって、本来日銀にとって望ましい金利上昇の抑制する理由はない。もし、そうでないとするなら、インフレ期待ではなく財政破たんを懸念するリスクプレミアムが想定されているという考えだろうか。

証券

真夏、株式市場では政治相場が展開するの?

まだ梅雨が続いているのに、政治の世界は一足早く真夏並みの暑さ到来である。ある私立大学の新学部創設に首相個人の姿

意が働いたのではないかと、という問題提起が教育官僚の前トッブからなされ、それが安倍政治、安倍首相への批判へ盛り上がった

てきた。政権支持率は急落を告げ、政変を予想、期待する声が大きくなってきた。ここ数年の株式市場、株価は安倍政権の政策姿勢に大きな影響を受けてきたため、真夏の政治の行方目を見えさせる必要がある。

政治から風が吹いてくるのはアメリカ市場も同様だ。トランプ大統領が登場してまもなく半年、政治の風は日本市場よりもむしろアメリカ市場のほうが強いかもしれない。内政、外交にわたる極論をぶち上げて当選した大統領だが、就任後次々と問題含みの政策を実施しようとした。しかし、内政ではいろいろな制度的なカベに阻まれ、極端な政策は実現していない。外交では大統領の姿勢が定まっていなかったようで、問題、テーマごとに大統領の判断、行動には不確実性が伴い、将来予想を立てにくいことが厄介だ。

大統領支持率が低いままだであることが示すように、大統領は内政面で国民に誇れるような成果をまだ上げていない。外交面では貿易のTPP、環境対策のパリ条約から離脱を表明し、超大国アメリカの独善ぶり、孤立が目立つようになった。世界のリーダー、アメリカがこれでは、世界的な懸案、問題は解決から遠ざかりつつあるのではないかという感じさえする。

それでも大統領からは反省や政策修正の声は発せられてこない。それどころか、最近、米貿易赤字の問題を個々の国別に取上げ、米側の赤字減らしを図ることを表明した。まず鉄鋼、非鉄金属などの輸入超過を取り上げるといふ。輸出側では中国が突出しているため、米側の攻撃対象になるものと予想されるが、日本も対象にならないとは限らない。これからの株式市場のリスク要因として留意すべき問題である。

日本の株式市場は、この夏、实体经济が堅調、企業収益も増益が期待できるため、ファンダメンタルズからは安心、さらに上値追いもあり得るとみてよいが、政治、海外などから逆風が吹いてくる懸念があることを忘れてはならない。

お詫と訂正

2017年7月20日号(No.1485)5頁の「会計人にとって必要なこと」の表題に誤りがございました。読者の皆様にご迷惑をお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

◆訂正箇所

(誤) 的中心を目指す

(正) 役割分担